

第3期計画

安平町生涯学習計画

計画期間 令和2年度から令和6年度

(令和3年9月変更版)

※変更部分抜粋



安 平 町 教 育 委 員 会

序 「策定にあたって」

安平町教育委員会教育長 種 田 直 章

平成 30 年 9 月 6 日の北海道胆振東部地震によって、安平町は未曾有の災害に見舞われました。住宅や上下水道、道路、農業施設などはもとより教育関連施設も大きな被害を受け、早来中学校は仮設校舎での学校生活が続いています。

誰もが余震とこれからの生活に不安を抱え、笑顔を失いかけたとき、町の人たちに勇気と元気をくれたのは子どもたちでした。「町の人に笑顔を届けたい」「地震で人口は減ったけど地震前の 8,000 人の笑顔を集めたい」。そのような思いをもって早来小学校 6 年生 26 人が取り組んだ『8,000 人の笑顔プロジェクト』は、町内外はもちろん、国内、海外からも多くの支援が寄せられ、最終的には 34,000 人以上の笑顔が集まりました。地震がもたらした極限の状況において、自ら考え、仲間と協力し、地域や社会のために自ら行動を起こした彼ら 26 人の姿は、グローバル化が一層進展し、IoT や AI が新たな価値を生み出すであろう society5.0 社会において、われわれが進むべき方向を示してくれたように思います。すなわちそれは、いかなる時代にあっても人と人との結びつきを基盤とした社会を構築する中で未来ある子どもたちを地域全体で育むとともに、生涯を通じて自ら学び続け、学んだ成果を地域や社会に発信したり、行動に移したりできる生涯学習社会を実現することです。特に、ユニセフの「こどもにやさしいまちづくり」検証作業に参加している安平町においては、既に導入されているコミュニティ・スクール（学校運営協議会）と連携しながら、町の未来を担う子どもたちを「まちづくりは、人づくり」「地域は人を育てる大きな学校」の意識をもって育てていくことが大切であると考えます。

社会教育施設を含む町内の教育環境の改善は大きな課題であり急務です。特に、早来中学校の再建については、平成 30 年度から追分地区において進められている小中一貫教育を早来地区においても導入し、我が国の教育の動向を見定めつつ、学校施設マネジメントとともに、ソフト面での充実を図っていくことが重要です。併せて安平町の教育の特色であるふるさと教育・学社融合事業の更なる充実や地域に開かれた教育課程を実現できる施設・設備の在り方を追求することで、学校の価値を更に高めていく努力をしてまいります。

全ての世代が笑顔とぬくもりに満ちた人間関係の中で実り多い生涯学習を実現できるようにするため、既存の価値観にとらわれず、取り入れるべき価値があるものについては、積極的に導入を検討しながら安平町の教育を進めていきたいと考えております。

このような視点を基軸に安平町教育委員会は、「安平町まちづくり基本条例」に基づき、「第 2 次安平町総合計画中期基本計画」との整合性にも配慮しながら、「第 3 期安平町生

涯学習計画」を策定しました。

策定した計画を着実に実践して参りますので、今後とも、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第1章 生涯学習計画の策定

- 第1節 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第3節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第4節 計画の推進目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第5節 計画の領域ごとの対象者数・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第6節 取り組むべき重点課題と施策の展開・・・・・・・・・・ 4

第2章 就学前教育・保育、子育て支援

- 第1節 就学前教育・保育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第2節 子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 学校教育

- 第1節 学校教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 第2節 開かれた学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第3節 小中学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第4節 高等学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 第5節 健康・安全・防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 第6節 学校施設等の整備充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第4章 社会教育・社会体育

- 第1節 社会教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 第2節 平和教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 第3節 青少年教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 第4節 成人教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 第5節 家庭教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 第6節 高齢者教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 第7節 芸術文化活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 第8節 文化財の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 第9節 国際交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 第10節 生涯スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 第11節 社会教育施設及び社会体育施設の整備・・・・・・・・・・ 23

資 料 編

- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

別 紙

安平町学校教育ビジョン

第1章 生涯学習計画の策定

第1節 策定の趣旨

近年の少子化・高齢化、地域社会の変容、情報化の進展など、社会経済構造の変動とともに、人々のライフスタイル、価値観、人生の指標などの多様化などが進み、これらは生涯学習に関する分野においても大きな影響を及ぼしています。また、地域の絆の希薄化に伴う、地域課題の複雑化とともに、家庭や地域の教育力低下など様々な生活上の課題も増加していると言われています。

こうした中、町民が健康で生き生きと輝いた人生を送ることができ、更に、協働のまちづくりを進めるために担い手の育成に努め、生涯学習社会の実現と教育目標を達成するため、「安平町生涯学習計画（第3期計画）」を策定します。

第2節 計画の構成

本計画は、安平町総合計画を上位計画とし、教育分野（子育て・学校教育・社会教育）における個別計画として位置づけ、安平町の生涯学習を推進する視点と施策を明らかにします。また、この計画は、安平町まちづくり基本条例第18条第1項に規定する「生涯学習計画」として策定するとともに、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」としての性格も併せ持ちます。

教育（人を育てること）は国家百年の計と言われ、その根幹を義務教育が中心となっ
て支えてきました。遠い将来に見通しをもって進めることが重要とされていることか
ら、到来するであろうSociety5.0（超スマート社会）や人生100年時代を見据えるため
には、あらためて安平町の全ての学校が存在する意義を問い直し、ありたい姿を見つ
め直す必要があります。そこで、別紙として『安平町学校教育ビジョン』を定め、安
平町に関係するすべての人たちが学校を通じて大切にしたい価値や判断指針を示すこ
ととします。

第3節 計画の期間

震災の影響により、計画の策定を1年間延期したことにより、本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間（安平町学校教育ビジョンは、令和3年度から令和6年度までの4年間）とし、計画の推進のために予算と連動させた安平町総合計画の実施計画を策定します。

第4節 計画の推進目標

本計画の基本として、次の4本の柱からなる「安平町教育目標」を掲げ、具体的な施策を通してその実現に努めます。

安平町教育目標

1. 安全で平和な環境を創造し、夢と希望を育む教育
2. 豊かな個性と感性を伸ばし、生きる力を育む教育
3. 一人ひとりの学ぶ意欲と健康な体を育む教育
4. 子どもを家庭・学校・地域全体で育む教育

平成20年4月23日制定

【教育目標の具体的な内容】

1. 安全で平和な環境を創造し、夢と希望を育む教育

様々な不安や危険が渦巻く現代社会において、安平町の「安平」という文字から想起される「安全・安心・平和」な環境のもとで、無限の夢や可能性を伸ばし、希望あふれる、生き生きとした人間形成を目指すとともに、安全・平和な環境（社会）をともに築いていくことができる教育を推進します。

2. 豊かな個性と感性を伸ばし、生きる力を育む教育

人や社会との関わりや、恵まれた自然環境との関わりをとおして、子ども達の豊かな人間性や個性、感性を培うとともに、主体的に考え、実行する「生きる力」を育む教育を推進します。

3. 一人ひとりの学ぶ意欲と健康な体を育む教育

乳幼児から高齢者までのすべての年代の人たちが、「学び」に対して自ら思い描いている「理想（自己実現）」に近づくための生涯学習環境を整えるとともに、少年スポーツ活動や成人を対象とした軽スポーツの普及など、健康を維持・向上していくため様々な体力づくり活動を推進します。

4. 子どもを家庭・学校・地域全体で育む教育

子どもは、家庭や学校のみで育つのではなく、親や地域住民の生活を眺め、家庭や地域の間人間関係、社会関係に順応する中で育っていくことから、地域全体で愛情を持って育て、あたたかく見守る教育を推進します。

第5節 計画の領域ごとの対象者数

安平町の人口は7,901人で、年齢別人口構成は、0～14歳の年少人口が807人で全体の10.3%（道内平均11.4%、郡部11.5%）、15～64歳の生産年齢人口が4,221人で全体の53.5%（道内平均59.6%、郡部55.1%）、65歳以上の老年人口が2,873人で全体の36.2%（道内平均29.1%、郡部33.4%）となっており、平均年齢は51.0歳で北海道の平均年齢48.3歳を上回っている。※北海道のデータは平成27年国勢調査による

【生涯各領域別人口】

〈令和元年5月31日現在〉

領 域	年 齢	人 口		
		男 性	女 性	計
幼 児 期	0～5 歳	162	148	310
	計	162	148	310
少 年 期	6～11 歳	148	172	320
	12～14 歳	87	90	177
	計	235	262	497
青 年 期	15～17 歳	98	86	184
	18～24 歳	328	221	549
	計	426	307	733
成 人 期	25～29 歳	185	138	323
	30～39 歳	360	318	678
	40～49 歳	536	479	1,015
	50～59 歳	539	436	975
	60～64 歳	248	249	497
	計	1,868	1,620	3,488
高 齢 期	65～74 歳	610	685	1,295
	75 歳以上	628	950	1,578
	計	1,238	1,635	2,873
合 計		3,929	3,972	7,901

【町内幼稚園・保育園・小中学校在籍者数】

〈令和元年5月1日現在〉

校 名	人数	校 名	人数
はやきたこども園 (保育所)	100	おいわけこども園 (保育所)	58
はやきたこども園 (幼稚園)	67	おいわけこども園 (幼稚園)	22
早来小学校	151	追分小学校	105
安平小学校	18	遠浅小学校	45
早来中学校	97	追分中学校	76

第6節 取り組むべき重点課題と施策の展開方向

(1) 災害復旧及び復興を目指した教育施設の再編

北海道胆振東部地震で被災した早来中学校校舎の早期再建と町内社会教育施設及び社会体育施設の復旧を進めます。また、震災前より良い状態へという復興の観点から、社会教育及び社会体育施設について整理、再編を検討します。

- ◆早来中学校の早来小学校との一体校舎による再建
- ◆早来地区スポーツ施設、被災施設及び未耐震施設である町民センターの機能を集約した施設建設の検討
- ◆安平山スキー場、安平山パークゴルフ場、鹿公園キャンプ場の一体化による管理、利活用の検討
- ◆社会教育施設及び社会体育施設の民間との連携による有効利用の検討
- ◆郷土資料館、公民館図書室の充実、整理の検討

(2) 子どもを主体とした学校運営と子どもの社会参画を基軸とした「社会に開かれた教育課程」の編成

「こどもにやさしいまち」の実現へ向け、幼児期から学齢期まで一貫した子どもを主体とした学校運営を目指すとともに、「自ら考え、仲間と協力し、地域や社会のために自ら行動をおこす」社会に生きる力を育むため、ふるさと教育を一步進めた子どもの社会参画を基軸とした総合的な学習の時間の充実と、それに伴う「社会に開かれた教育課程」を編成します。

- ◆地域や社会課題を題材とした総合的な学習の時間の推進
- ◆就学前教育から義務教育まで一貫した子どもを主体とした学校運営の推進

(3) 学びをつなぐ学校づくりの実現へ向けた学校改革と地域支援体制の推進

学びをつなぐ学校づくりとして幼小連携、小中一貫教育といった学校段階間のカリキュラム連携並びに地域と社会教育との連携を図るとともに多忙化する学校を支援するため教職員の加配や働き方改革の推進並びに新しい学びに対応した教育環境の整備を進めていきます。また、「社会に開かれた教育課程」を進めるため、コミュニティ・スクールと連携し、教育活動の充実と学校負担の軽減を図る地域支援体制を構築していきます。

- ◆学校段階間の連携推進（幼小連携、小中一貫教育、幼小中高連携教育）
- ◆学校と児童福祉事業（早期療育・児童館等）との連携強化

- ◆遊育推進事業及び探究学習事業の推進と学校の連携
- ◆学校支援地域本部（学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制整備）の設置を視野に入れたコミュニティ・スクールの充実
- ◆保育教諭確保方策の充実
- ◆保育教諭キャリアアップ研修の実施

(4) 学びを生かす地域社会の実現へ向け、「互いに支え、支えられる町民文化づくり」の推進

まちづくり基本条例に基づく共同のまちづくりの基本理念である「人々が生き生きと輝いた人生を送ることができる生涯学習社会の実現を図る」ため、世代を超えて共に学び、互いに学び合う機会を創出します。また、学校をはじめとする教育・文化スポーツ施設が地域に開かれるよう機能を拡充するとともに官民間わず文化、スポーツ機能を有する施設との連携を図り、町民が学びを生かすことのできる地域社会の実現を目指します。

- ◆学校施設の地域開放の在り方の検討
- ◆生涯学習施設として民間が保有又は運営する施設の地域開放及び連携
- ◆社会教育事業の実施にあたり「官主導型」から「民主導型（公募事業、活動支援等）」への転換
- ◆特定世代から多世代型へ、また特定分野から異分野交流型への社会教育事業の転換
- ◆各種組織の多世代交流・異分野交流への自主運営支援
- ◆学校を核とした各種組織の学校支援体制及び多世代連携への支援